

全国社会福祉協議会

テキスト「社会福祉法人制度改革対応版 社会福祉法人会計基準の実務 会計処理」
2018（平成30）年3月20日付・2019（平成31年）3月29日付通知等との関係
及び 正誤について

1. 2018年3月20日付、2019年3月29日付通知等との関係について

本書は、2017（平成29）年4月1日の「改正社会福祉法」の全面施行の内容に対応しており、刊行に際しては、2018（平成30）年2月末までに発出された通知等を反映しております。その後、2018（平成30）年3月20日付で社会福祉法人会計基準等に関連する以下①～③の改正通知が発出されました。その後、②～③については、2019（平成31）年3月29日付で追加の改正通知が発出されています。

- ① 社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令の公布について（社援基発 0320 第1号／平成30年3月20日）
- ② 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について（子発 0320 第4号、社援発 0320 第6号、老発 0320 第5号／平成30年3月20日）
→ 同（子発 0329 第11号、社援発 0329 第33号、老発 0329 第17号／平成31年3月29日）
- ③ 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について（子総発 0320 第3号、社援基発 0320 第2号、障障発 0320 第1号、老総発 0320 第1号／平成30年3月20日）
→ 同（子総発 0329 第1号、社援基発 0329 第3号、障障発 0329 第5号、老総発 0329 第2号／平成31年3月29日）

改正通知は、厚生労働省のホームページに掲載されています（以下のURL参照）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

※ 社会福祉法人制度改革について「5. 社会福祉法人会計基準」の箇所

平成30年3月20日付の改正は、（1）社会福祉協議会が実施する退職共済事業に関する会計処理上の整理に伴う勘定科目の追加、（2）社会福祉法人が会計処理を行うに際してより明確化することが適切な勘定科目（注）の追加、などを趣旨とするものです。

〈注〉例：資金収支計算書における「退職共済事業収入」「役員等長期借入金収入」や「役員退職慰労金支出」、貸借対照表における「建物減価償却累計額」など

※ その他、勘定科目説明における「介護医療院サービス費」の追加等、この間の制度改革に即した改訂も一部ございます。

平成31年3月29日付の改正は、リース取引の計算書への注記の有無、公益事業における拠点区分別内訳表作成の有無、法人税・住民税及び事業税についての資金収支計算書・貸借対照表への記載に関する内容に限定されています。

上述のとおり本書に掲載の「社会福祉法人会計基準」「運用通知」「留意事項」と使用する勘定科目は、2019（平成31）年3月29日付の改正通知、さらに2018（平成30）年3月20日付の改正通

知の発出前の内容となっておりますが、改正箇所は上述の趣旨等に限定されることから、本書の記載内容に実質的な影響を与えるものではないことを申し添えます。

なお、2018（平成30）年3月20日付および2019（平成31）年3月29日付の改正通知による改正箇所と、本書の中の該当箇所（2018（平成30）年2月末までに発出された通知等を反映した内容となっている箇所）をまとめた**新旧対照表**を、本会ホームページ（以下のURL参照）に掲載しております。必要に応じてご参照くださいますようお願い申し上げます。

[[全国社会福祉協議会] トップ> 「福祉の本出版目録」]

<https://www.fukushinohon.gr.jp/>

※ 「福祉の本出版目録」のページの右下箇所にある「**archives**」をご確認ください。新旧対照表を掲載しております。

2. 正誤について

以下の箇所に誤りがありました。ここに訂正し、ご迷惑おかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

【正誤表】

該当頁	誤	正
77頁 社会福祉協議会モデル経理規程（拠点区分及びサービス区分）	第6条 前条に定める各事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。	第7条 前条に定める各事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。
102頁 表の事業活動計算書／付属明細書の箇所	別紙4（⑪）	別紙3（⑩）
102頁 表の下の（注）☆の箇所	介護保険、障害福祉サービスは、別紙3を省略できる。保育所、措置費事業所は、別紙4を省略できる。	介護保険、障害福祉サービスは、別紙3（⑩）を省略できる。保育所、措置費事業所は、別紙3（⑪）を省略できる。
174頁3行目	～、施設整備のための補助金は「施設整備補助金収益」、～	～、施設整備のための補助金は「施設整備等補助金収益」、～
203頁 6～7行目	総勘定元帳に関して、「設備資金借入金」の「負債」の増加と、「1年以内返済予定設備資金借入金」の「負債」の増加という組み合わせの仕訳を起こします。	総勘定元帳に関して、「設備資金借入金」の「負債」の減少と、「1年以内返済予定設備資金借入金」の「負債」の増加という組み合わせの仕訳を起こします。

（全国社会福祉協議会 出版部／電話：03-3581-9511、FAX：03-3581-4666）